

2022 年 12 月 20 日

報道関係者各位

日本証券業協会

パブリックコメントの募集について

本日付で、別紙のとおり、下記の事項についてパブリックコメントを募集することといたしましたので、お知らせいたします。

記

- 公開価格の設定プロセスの見直しに係る「有価証券の引受け等に関する規則」等の一部改正（案）について

募集期間： 2022 年 12 月 20 日（火）から 2023 年 1 月 18 日（水）17 時 00 分まで

所 管： エクイティ分科会

内 容： 本協会においては、2021 年 9 月、エクイティ分科会の下部に「公開価格の設定プロセスのあり方等に関するワーキング・グループ」を設置して公開価格の設定プロセスについて必要な見直しの検討を行い、2022 年 2 月、改善策を示した報告書を取りまとめた。これを受け、「引受けに関するワーキング・グループ」において、報告書に記載された改善策の実現に向けて具体的な検討を行い、同年 6 月には、改善策の一部について、先行して規則改正等を実施したところである。

同ワーキング・グループでは、引き続き、仮条件の範囲外での公開価格の設定、売出株式数の柔軟な変更、実名による需要情報等の提供等の改善策の実現に向けた検討を行ってきたところである。

今般、同ワーキング・グループにおける検討を踏まえ、「有価証券の引受け等に関する規則」等の一部改正を行うこととする。

- パブリックコメントの募集方法

郵便又は専用フォームにより募集

郵便の場合：〒103-0027 東京都中央区日本橋 2 丁目 11 番 2 号

日本証券業協会 エクイティ市場部 宛

専用フォームの場合：<https://www.jsda.or.jp/contact/app/Contact.php?id=74>

以 上

- 本件に関するお問い合わせ先：

自主規制本部 エクイティ市場部（TEL：03-6665-6770）

公開価格の設定プロセスの見直しに係る「有価証券の引受け等に関する規則」等の一部改正について（案）

令和 4 年 12 月 20 日
日 本 証 券 業 協 会

I. 改正の趣旨

本協会においては、令和 3 年 9 月、エクイティ分科会の下部に「公開価格の設定プロセスのあり方等に関するワーキング・グループ」を設置して公開価格の設定プロセスについて必要な見直しの検討を行い、令和 4 年 2 月、改善策を示した報告書を取りまとめた。これを受け、「引受けに関するワーキング・グループ」において、報告書に記載された改善策の実現に向けて具体的な検討を行い、同年 6 月には、改善策の一部について、先行して規則改正等を実施¹したところである。

同ワーキング・グループでは、引き続き、仮条件の範囲外での公開価格の設定、売出株式数の柔軟な変更、実名による需要情報等の提供等の改善策の実現に向けた検討を行ってきたところである。

今般、同ワーキング・グループにおける検討を踏まえ、「有価証券の引受け等に関する規則」等の一部改正を行うこととする²。

II. 改正の骨子

1. 「有価証券の引受け等に関する規則」の一部改正について

- (1) ブックビルディングによる公開価格の決定について必要な事項を、『有価証券の引受け等に関する規則』に関する細則に定めることとする。

（第 25 条第 3 項）

- (2) その他所要の整備を図る。

2. 『有価証券の引受け等に関する規則』に関する細則の一部改正について

- (1) 主幹事会員は、金融商品取引所の上場承認前に有価証券届出書を提出する場合には、上場承認予定日の 15 営業日前までに他の引受会員に対して引受審査に係る個別資料を送付することとする。

（第 8 条第 1 号）

- (2) 仮条件の上限価格を上回る又は下限価格を下回る公開価格（以下「仮条件を超える公開価格」という。）を決定するにあたって、本協会が別に定める一定の範囲³内で

¹ 「有価証券の引受け等に関する規則」等の一部改正について（2022 年 6 月 10 日）

https://www.jsda.or.jp/about/public/kekka/files/20220610_PCsan kou_hikiuke.pdf

² 今般の改正は報告書に記載された改善策のうち、「仮条件の範囲外での公開価格設定」、「上場日程の期間短縮・柔軟化」、「売出株式数の柔軟な変更」、「プレ・ヒアリングの留意点の周知及び実施の推奨」及び「実名による需要情報等の提供」に係るものである。なお、「仮条件の範囲外での公開価格設定」などの改善策については、引き続き、「引受けに関するワーキング・グループ」において、詳細について検討を行う。

³ 現在、関係当局と「公開価格が仮条件の範囲外の一定の範囲で設定される場合」及び「公

ある場合は、改めてブックビルディングを行うことを要しないものとする。

（〔改正後〕第15条第1項第1号）

- (3) 公開価格の決定と同時に株式数を変更するにあたって、本協会が別に定める一定の範囲内である場合は、改めてブックビルディングを行うことを要しないものとする。

（〔改正後〕第15条第1項第2号）

- (4) 引受会員は、前述(2)及び(3)に掲げる本協会が別に定める一定の範囲において、改めてブックビルディングを行うことなく、仮条件を超える公開価格の決定又は株式数の変更を行う場合は、次の事項が有価証券届出書及び目論見書に記載されていることを確認するものとする。

- ① 仮条件を超える公開価格の決定及び株式数の変更が行われる可能性がある旨
- ② その変更される可能性がある公開価格及び株式数の範囲

（〔改正後〕第15条第2項）

- (5) 引受会員は、前述(2)及び(3)における、仮条件を超える公開価格の決定又は株式数の変更が行われる可能性がある場合には、投資者に対し、公開価格が決定される前に次の事項を説明するものとする。

- ① 有価証券届出書及び目論見書に記載する範囲内において、改めてブックビルディングを行わずに、仮条件を超える公開価格が決定される可能性がある旨、その決定される可能性がある公開価格の範囲及び決定された公開価格を投資者が確認する方法
- ② 有価証券届出書及び目論見書に記載する範囲内において、改めてブックビルディングを行わずに、公開価格の決定と同時に株式数の変更が生じる可能性がある旨、その変更される可能性がある株式数の範囲及び決定されたこれらの数量を投資者が確認する方法

（〔改正後〕第15条第3項）

- (6) その他所要の整備を図る。

3. 「協会員におけるプレ・ヒアリングの適正な取扱いに関する規則」の一部改正について

- (1) 国内募集に係るプレ・ヒアリングの禁止について、新規公開において行われる募集は当該禁止の対象から除かれる旨を明確化することとする。

（第9条）

- (2) その他所要の整備を図る。

4. 「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」の一部改正について

- (1) 規則名を「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」とする。
- (2) 共同主幹事会員及び他の引受会員は、顧客に係る需要・配分先情報（後述(3)の需要・配分先情報をいう。以下同じ。）を、遅滞なく、代表主幹事会員に提供しなければならないこととする。

（〔改正後〕第5条第1項、〔現行〕第5条第2項）

公開価格の決定と同時に株式数が増減される場合」の訂正届出書の効力発生日の取扱いについて調整を行っており、その結果を踏まえ一定の範囲を定めることとする。

- (3) 需要・配分先情報は、次の情報とする。
- ① ロードショーを行った顧客の名称、当該顧客の意見のうち株券等の想定する株価、募集又は売出しへの参加意向の情報及びその他引受会員が仮条件の決定に関し参考となると認める情報
 - ② ブックビルディングを行った顧客の名称並びに当該顧客が申告した株券等の需要価格及び数量の情報
 - ③ 引受けを行った株券等を配分（親引けによるものを除く。）した顧客の名称及び当該顧客に配分した株券等の数量の情報
- （〔改正後〕第 5 条第 2 項、〔現行〕第 6 条）
- (4) 引受会員は、需要・配分先情報の取得にあたって、当該情報が発行者等（発行者及び発行者が代表主幹事会員と協議のうえ指定する売出人をいう。以下同じ。）に提供される旨を顧客にあらかじめ周知することとする。
- （〔改正後〕第 5 条第 3 項）
- (5) 引受会員は、前述(3)①の情報について、顧客の名称の提供を拒む旨の申出ができることを顧客にあらかじめ周知するとともに、当該申出がある場合には、顧客の名称を匿名により提供するものとする。
- （〔改正後〕第 5 条第 4 項）
- (6) 代表主幹事会員は、当該代表主幹事会員が取得した顧客に係る需要・配分先情報及び前述(2)により提供を受けた需要・配分先情報を、遅滞なく、当該株券等の発行者等に提供しなければならないこととする。
- （〔改正後〕第 6 条）
- (7) 需要・配分先情報に係る顧客は、銀行、投資助言・代理業又は投資運用業を行う金融商品取引業者及び投資法人の一部、保険会社並びに外国為替及び外国貿易法第 6 条第 1 項第 6 号の非居住者等とする。
- （〔改正後〕第 7 条第 1 項、〔現行〕第 5 条第 1 項）
- (8) 代表主幹事会員は、前述(6)により提供する需要・配分先情報を発行者等が受領する場合、当該需要・配分先情報を漏えいすることのないよう当該発行者等において適切に管理されることの確約を、当該発行者等から書面により取り付けるものとする。
- （第 8 条）
- (9) その他所要の整備を図る。

5. 「配分先情報の提供に関するガイドライン」の一部改正について

- (1) ガイドライン名を「需要・配分先情報の提供に関するガイドライン」とする。
- (2) その他所要の整備を図る。

6. 「親引けガイドライン」、「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」及び「協会員の従業員に関する規則」の一部改正について

- (1) 前述 4. (1) に伴う所要の整備を図る。

Ⅲ. 施行の時期

この改正は、本協会が別に定める日から施行し、「有価証券の引受け等に関する規則」、「『有価証券の引受け等に関する規則』に関する細則」及び「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」については、同日以後、取締役会決議（指名委員会等設置会社にあつては執行役の決定を、監査等委員会設置会社にあつては取締役の決定を、それぞれ含む。）又は投資法人の役員会の決議が行われる株券等の募集及び売出しから適用する。

以 上

パブリックコメントの募集スケジュール等

（１） 募集期間及び提出方法

- ① 募集期間：令和４年１２月２０日（火）から令和５年１月１８日（水）１７：００まで（必着）
- ② 提出方法：郵送又は専用フォームにより下記までお寄せください。
郵送の場合：〒１０３－００２７ 東京都中央区日本橋２丁目１１番２号
日本証券業協会 エクイティ市場部 宛
専用フォームの場合：
<https://www.jsda.or.jp/contact/app/Contact.php?id=74>

（２） 意見の記入要領

件名を、「公開価格に関する『有価証券の引受け等に関する規則』等の一部改正について」とし、次の①から⑥の事項を御記入のうえ、御意見を御提出ください。

- ① 氏名
- ② 連絡先（電子メールアドレス、電話番号）
- ③ 会社名（法人又は団体として御意見を提出される場合、その名称を御記入ください。）
- ④ 意見の該当箇所
- ⑤ 意見
- ⑥ 理由

○ 本件に関するお問い合わせ先：

日本証券業協会 自主規制本部 エクイティ市場部 （０３－６６６５－６７７０）

「有価証券の引受け等に関する規則」の一部改正について（案）

令和 4 年 12 月 20 日

（下線部分変更）

改 正 案	現 行
第 4 章 公正な条件決定 （ブックビルディングによる価格等の決定） 第 25 条 （ 現行どおり ） 2 （ 現行どおり ） 3 <u>ブックビルディングによる公開価格の決定について必要な事項は、細則をもって定める。</u> 第 6 章 雑 則 （この規則によらない引受け等） 第 36 条 （ 現行どおり ） 2 「<u>株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則</u>」第 2 条第 3 項に規定する並行第三者割当が行われる場合、第 12 条から第 17 条まで、第 19 条及び第 20 条から第 23 条の 2 までの規定には、当該並行第三者割当に係るものを含むものとする。 3 （ 現行どおり ） 付 則 この改正は、本協会が別に定める日から施行し、同日以後、取締役会決議（指名委員会等設置会社にあつては執行役の決定を、監査等委員会設置会社にあつては取締役の決定を、それぞれ含む。）又は投資法人の役員会の決議が行われる株券等の募集及び売出しから適用する。	第 4 章 公正な条件決定 （ブックビルディングによる価格等の決定） 第 25 条 （ 省 略 ） 2 （ 省 略 ） （ 新 設 ） 第 6 章 雑 則 （この規則によらない引受け等） 第 36 条 （ 省 略 ） 2 「<u>株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則</u>」第 2 条第 3 項に規定する並行第三者割当が行われる場合、第 12 条から第 17 条まで、第 19 条及び第 20 条から第 23 条の 2 までの規定には、当該並行第三者割当に係るものを含むものとする。 3 （ 省 略 ）

『有価証券の引受け等に関する規則』に関する細則』の一部改正について（案）

令和 4 年 12 月 20 日

（下線部分変更）

改 正 案	現 行
（主幹事会員の他の引受会員への協力の取扱い） 第 8 条 規則第 13 条第 1 項に規定する主幹事会員の他の引受会員（独立引受幹事会員を除く。以下この条において同じ。）への協力の取扱いは、原則として、次に掲げるところにより行うものとする。 1 新規公開において行う募集又は売出しに際して引受けを行う場合には、第 6 条各号に掲げる資料を、発行決議日の 15 営業日前（<u>金融商品取引所の上場承認前に有価証券届出書を提出する場合には上場承認予定日の 15 営業日前</u>）までに他の引受会員に対して送付すること。 2・3 （ 現行どおり ） （ブックビルディングの手続き） 第 14 条 規則第 25 条第 2 項に規定するブックビルディングの手続きは、次のとおりとする。 1 （ 現行どおり ） 2 需要の調査 <u>引受会員</u>は、需要の把握のための<u>方針</u>を定めるとともに、<u>当該方針に基づいて需要の調査を行うものとし、調査に当たっては、次に掲げる申告に該当することが明らかに見込まれるものを</u>含めてはならない。 イ～ハ （ 現行どおり ） 3 記録の保存 <u>引受会員</u>は、需要の調査に係る記録を書面又は電磁的方法等により 6 か月間保存する。 2 <u>引受会員</u>は、前項第 2 号に定める需要の調査において、他の<u>引受会員</u>との申告の重複を発見した場合には、当該他の<u>引受会員</u>と協議するものとする。	（主幹事会員の他の引受会員への協力の取扱い） 第 8 条 規則第 13 条第 1 項に規定する主幹事会員の他の引受会員（独立引受幹事会員を除く。以下この条において同じ。）への協力の取扱いは、原則として、次に掲げるところにより行うものとする。 1 新規公開において行う募集又は売出しに際して引受けを行う場合には、第 6 条各号に掲げる資料を、発行決議日の 15 営業日前までに他の引受会員に対して送付すること。 2・3 （ 省 略 ） （ブックビルディングの手続き） 第 14 条 規則第 25 条第 2 項に規定するブックビルディングの手続きは、次のとおりとする。 1 （ 省 略 ） 2 需要の調査 <u>会員</u>は、需要の把握のための<u>基本方針</u>を定めるとともに、<u>ブックビルディングを担当する会員を定めるものとする。この場合において、当該会員は、当該基本方針に基づいて需要の調査を行うものとし、調査に当たっては、次に掲げる申告に該当することが明らかに見込まれるものを</u>含めてはならない。 イ～ハ （ 省 略 ） 3 記録の保存 <u>会員</u>は、需要の調査に係る記録を書面又は電磁的方法等により 6 か月間保存する。 2 <u>会員</u>は、前項第 2 号に定める需要の調査において、他の<u>会員</u>との申告の重複を発見した場合には、当該他の<u>会員</u>と協議するものとする。

改 正 案	現 行
(新規公開時のブックビルディングによる公開価格の決定) 第 15 条 規則第 25 条第 3 項に規定するブックビルディングによる公開価格の決定について必要な事項は、次のとおりとする。 1 仮条件を超える公開価格の決定 仮条件の上限価格を上回る又は下限価格を下回る公開価格（以下「仮条件を超える公開価格」という。）を決定するにあたって、本協会が別に定める一定の範囲内である場合は、改めてブックビルディングを行うことを要しないものとする。 2 株式数の変更 公開価格の決定と同時に株式数を変更するにあたって、本協会が別に定める一定の範囲内である場合は、改めてブックビルディングを行うことを要しないものとする。 2 引受会員は、前項各号に掲げる本協会が別に定める一定の範囲において、改めてブックビルディングを行うことなく、仮条件を超える公開価格の決定又は株式数の変更を行う場合は、かかる仮条件を超える公開価格の決定及び株式数の変更が行われる可能性がある旨並びにその変更される可能性がある公開価格及び株式数の範囲が有価証券届出書及び目論見書（海外募集・売出しに係る臨時報告書が作成される場合には当該臨時報告書を含む。次項において同じ。）に記載されていることを確認するものとする。 3 引受会員は、第 1 項各号に規定する仮条件を超える公開価格の決定又は株式数の変更が行われる可能性がある場合には、投資者に対し、公開価格が決定される前に次に掲げる事項を説明するものとする。 1 有価証券届出書及び目論見書に記載する範囲内において、改めてブックビルディングを行わずに、仮条件を超える公開価格が決定される可能性がある旨、その決定される可能性がある公開価格の範囲及び決定された公開価格を	(新 設)

改 正 案	現 行
<u>投資者が確認する方法</u> <u>2 有価証券届出書及び目論見書に記載する範囲内において、改めてブックビルディングを行わずに、公開価格の決定と同時に株式数の変更が生じる可能性がある旨、その変更される可能性がある株式数の範囲及び決定されたこれらの数量を投資者が確認する方法</u> (プレ・マーケティングの手続き) 第 16 条 規則第 25 条の 2 第 2 項に規定するプレ・マーケティングの手続きは、次のとおりとする。 1 (現行どおり) 2 発行の条件に係る水準の調査 引受会員は、発行の条件に係る水準の把握のための<u>方針</u>を定めるとともに、<u>当該方針に基づいて発行の条件に係る水準に関する意見の聴取を行うものとする。</u> 3 (現行どおり) (海外発行についての準用) 第 17 条 (現行どおり) 付 則 この改正は、本協会が別に定める日から施行し、同日以後、取締役会決議（指名委員会等設置会社にあつては執行役の決定を、監査等委員会設置会社にあつては取締役の決定を、それぞれ含む。）又は投資法人の役員会の決議が行われる株券等の募集及び売出しから適用する。	(プレ・マーケティングの手続き) 第 15 条 規則第 25 条の 2 第 2 項に規定するプレ・マーケティングの手続きは、次のとおりとする。 1 (省 略) 2 発行の条件に係る水準の調査 引受会員は、発行の条件に係る水準の把握のための<u>基本方針</u>を定めるとともに、<u>プレ・マーケティングを担当する引受会員を定めるものとする。この場合において、当該引受会員は、当該基本方針に基づいて発行の条件に係る水準に関する意見の聴取を行うものとする。</u> 3 (省 略) (海外発行についての準用) 第 16 条 (省 略)

「協会員におけるプレ・ヒアリングの適正な取扱いに関する規則」の一部改正について（案）

令和 4 年 12 月 20 日

（下線部分変更）

改 正 案	現 行
（留意事項等） 第 8 条 協会員は、本規則を遵守してプレ・ヒアリングを行う場合であっても、金商法第 4 条第 1 項で禁止する募集又は売出しの届出を行う前に当該特定有価証券等を勧誘する行為並びに金商業等府令第 117 条第 1 項第 14 号で禁止する法人関係情報を提供して勧誘する行為は行っていない。 2 （ 現行どおり ） （新規公開以外の国内募集に係るプレ・ヒアリングの禁止） 第 9 条 協会員は、原則として、金商法第 2 条第 8 項第 6 号に定める引受けを伴う国内における募集（金商法第 2 条第 3 項に定める募集及び会社法第 199 条に定める会社が処分する自己株式を引き受ける者の募集をいい、「<u>有価証券の引受け等に関する規則</u>」第 2 条第 15 号に規定する新規公開において行われる募集を除く。）に係るプレ・ヒアリングは行わないものとする。 付 則 この改正は、本協会が別に定める日から施行する。	（留意事項等） 第 8 条 協会員は、本規則を遵守してプレ・ヒアリングを行う場合であっても、金商法第 4 条第 1 項で禁止する募集又は売出しの届出を行う前に当該特定有価証券等を勧誘する行為並びに金商業等府令第 117 条第 1 項第 15 号で禁止する法人関係情報を提供して勧誘する行為は行っていない。 2 （ 省 略 ） （国内募集に係るプレ・ヒアリングの禁止） 第 9 条 協会員は、原則として、金商法第 2 条第 8 項第 6 号に定める引受けを伴う国内における募集（金商法第 2 条第 3 項に定める募集及び会社法第 199 条に定める会社が処分する自己株式を引き受ける者の募集をいう。）に係るプレ・ヒアリングは行わないものとする。

「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」の一部改正について（案）

令和 4 年 12 月 20 日

（下線部分変更）

改 正 案	現 行
株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則 第 1 章 総則 （目的） 第 1 条 この規則は、協会員が株券等の募集等の引受け等を行うに当たって、顧客への配分及び発行者等への情報提供等について必要な事項を定め、株券等の円滑な消化、顧客への適切な配分及び市場実勢を尊重した適正な業務の運営を実現することを目的とする。 （定義） 第 1 条の 2 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1 株券等 「有価証券の引受け等に関する規則」（以下「引受規則」という。）第 2 条第 1 号に規定する株券等をいう。 2 不動産投資信託証券 金融商品取引法（以下「金商法」と	株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則 第 1 章 総則 （目的） 第 1 条 この規則は、協会員による株券等（「有価証券の引受け等に関する規則」（以下「引受規則」という。）第 2 条第 1 号に規定する株券等をいう。以下同じ。）の募集（引受規則第 2 条第 25 号に規定するコミットメント型ライツ・オフリングに係るものを除く。以下同じ。）若しくは売出し（目論見書又は会社内容説明書（「店頭有価証券に関する規則」第 2 条第 3 号に規定する会社内容説明書をいう。以下同じ。）を作成するものに限る。以下同じ。）の引受け、募集の取扱い（会員及び特定業務会員（定款第 5 条第 2 号ロに掲げる業務のみを行う特定業務会員をいう。）が行う株式投資型クラウドファンディング業務（「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」第 2 条第 2 号に規定する株式投資型クラウドファンディング業務をいう。）を除く。以下同じ。）若しくは売出しの取扱い又は売出し（以下「募集等の引受け等」という。）を行うに当たって、当該株券等の円滑な消化を図りつつ、顧客への適切な配分を実現することを目的とする。 （ 新 設 ）

改 正 案	現 行
<u>いう。) 第2条第1項第11号に掲げる投資証券であって、投資者の資金を主として不動産等に対する投資として運用することを目的とするものをいう。</u> <u>3 インフラファンド</u> <u>金商法第2条第1項第11号に掲げる投資証券又は外国投資証券であって、投資者の資金を主としてインフラ資産等に対する投資として運用することを目的とするものをいう。</u> <u>4 資産運用会社</u> <u>投資信託及び投資法人に関する法律第2条第19項に定める資産運用会社をいう。</u> <u>5 募集</u> <u>金商法第2条第3項に規定する有価証券の募集（引受規則第2条第25号に規定するコミットメント型ライツ・オフエリングに係るものを除く。）をいう。</u> <u>6 売出し</u> <u>金商法第2条第4項に規定する有価証券の売出しのうち、目論見書又は「店頭有価証券に関する規則」第2条第3号に規定する会社内容説明書を作成するものをいう。</u> <u>7 募集等の引受け等</u> <u>募集若しくは売出しの引受け、募集の取扱い（「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」第2条第2号に規定する株式投資型クラウドファンディング業務を除く。）若しくは売出しの取扱い又は売出しをいう。</u> <u>8 引受会員</u> <u>引受規則第2条第8号に規定する引受会員をいう。</u> <u>9 主幹事会員</u> <u>引受規則第2条第9号に規定する主幹事会員をいう。</u> <u>10 代表主幹事会員</u> <u>主幹事会員が1社である場合は当該主幹事会員をいい、主幹事会員が2社以上ある場合は、そのうち代表する1社をいう。</u> <u>11 共同主幹事会員</u> <u>主幹事会員が2社以上ある場合にお</u>	

改 正 案	現 行
<u>ける代表主幹事会員以外の主幹事会員をいう。</u> 12 <u>他の引受会員</u> 引受規則第2条第10号に規定する他の引受会員をいう。 13 <u>親引け</u> 発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）をいう。 14 <u>ブックビルディング</u> 引受規則第2条第16号に規定するブックビルディングをいう。 15 <u>ロードショー</u> 株券等の募集又は売出しにおける仮条件を決定するに当たり実施する、有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有する者の意見の聴取をいう。	
第 2 章 適切な配分	第 2 章 適切な配分
(適切な配分)	(適切な配分)
第 2 条 （ 現行どおり ）	第 2 条 （ 省 略 ）
2 引受会員は、株券等の募集又は売出しの引受けを行うに当たっては、親引けを行ってはならない。ただし、次の各号に掲げるすべての要件に該当する場合は、この限りではない。	2 引受会員（<u>引受規則第2条第8号に規定する引受会員をいう。以下同じ。</u>）は、株券等の募集又は売出しの引受けを行うに当たっては、親引け（<u>発行者が指定する販売先への売付けをいい、販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。以下この項及び次項において同じ。</u>）を行ってはならない。ただし、次の各号に掲げるすべての要件に該当する場合は、この限りではない。
1 （ 現行どおり ）	1 （ 省 略 ）
2 当該株券等の発行者が、当該親引けについて、親引け予定先（当該親引けによる配分を予定している者をいう。以下同じ。）の状況（親引け予定先の概要、発行者と親引け予定先との間の関係、親引け予定先の選定理由、親引けしようとする株券等の数、当該親引けに係る株券等の保有方針、親引け予定先における払込みに要する資金等の状況及び親引け予定先の実態をいう。）、当該親引けに係る株券等の譲渡制限、発行条件に関する事項、当該親引け後	2 当該株券等の発行者が、当該親引けについて、親引け予定先（当該親引けによる配分を予定している者をいう。以下同じ。）の状況（親引け予定先の概要、発行者と親引け予定先との間の関係、親引け予定先の選定理由、親引けしようとする株券等の数、当該親引けに係る株券等の保有方針、親引け予定先における払込みに要する資金等の状況及び親引け予定先の実態をいう。）、当該親引けに係る株券等の譲渡制限、発行条件に関する事項、当該親引け後

改 正 案	現 行
の大株主の状況、株式併合等の予定の有無及び内容、その他参考になる事項を適切に公表すること。 3 当該募集に係る払込期日若しくは払込期間の最終日又は当該売出しに係る受渡期日から180日を経過する日まで継続して所有することの確約を、主幹事会員が親引け予定先から書面により取り付けること。 3 並行第三者割当（引受会員が引受けを行う株券等の募集又は売出しと並行して行われる、当該株券等の発行者が発行する株券等の第三者割当（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号ヲに規定する第三者割当をいう。なお、同ヲ中「株券、新株予約権証券及び新株予約権付社債券」とあるのは「株券等」と読み替えるものとする。以下同じ。）をいう。以下同じ。）が行われる場合、引受会員は発行者に対し、前項（同項第2号を除く。）の規定の趣旨を尊重して当該並行第三者割当を行うよう要請しなければならない。	の大株主の状況、株式併合等の予定の有無及び内容、その他参考になる事項を、<u>有価証券届出書又は発行登録書の提出後において適切に公表すること。</u> 3 当該募集に係る払込期日若しくは払込期間の最終日又は当該売出しに係る受渡期日から180日を経過する日まで継続して所有することの確約を、主幹事会員（<u>引受規則第2条第9号に規定する主幹事会員をいう。以下同じ。</u>）が親引け予定先から書面により取り付けること。 3 並行第三者割当（引受会員が引受けを行う株券等の募集又は売出しと並行して行われる、当該株券等の発行者が発行する株券等の第三者割当（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号ヲに規定する第三者割当をいう。なお、同ヲ中「株券、新株予約権証券及び新株予約権付社債券」とあるのは「株券等」と読み替えるものとする。以下同じ。）をいう。以下同じ。）が行われる場合、<u>当該</u>引受会員は当該発行者に対し、前項（同項第2号を除く。）の規定の趣旨を尊重して当該並行第三者割当を行うよう要請しなければならない。
第 4 章 需要・配分先情報の提供 （ 削 る ）	第 4 章 配分先情報の提供 （配分先情報に係る顧客） 第 5 条 <u>次条及び第7条の規定により提供することとする配分先情報（次条に規定する配分先情報をいう。以下この条において同じ。）に係る顧客（個人を除く。以下この章において同じ。）は、次の各号に掲げる者とする。</u> 1 <u>次に掲げる者のうち配分先情報に係る顧客とすることが適当である者</u> イ <u>銀行</u> ロ <u>投資助言・代理業又は投資運用業を行う金融商品取引業者（個人を除く。）</u> ハ <u>投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第12項に規定する投資法人をいう。）</u> 2 <u>保険会社</u>

改 正 案	現 行
(代表主幹事会員への需要・配分先情報の提供) 第 5 条 共同主幹事会員及び他の引受会員は、顧客（第 7 条第 1 項各号に掲げる顧客をいう。以下この条及び次条において同じ。）に係る需要・配分先情報（次項に定める需要・配分先情報をいう。以下同じ。）を、遅滞なく、代表主幹事会員に提供しなければならない。 2 需要・配分先情報は、次の各号に掲げる情報とする。 1 <u>ロードショーを行った顧客の名称、当該顧客の意見のうち株券等の想定する株価、募集又は売出しへの参加意向の情報及びその他引受会員が仮条件の決定に関し参考となると認める情報</u> 2 <u>ブックビルディングを行った顧客の名称並びに当該顧客が申告した株券等</u>	3 <u>企業年金連合会</u> 4 <u>信金中央金庫</u> 5 <u>全国信用協同組合連合会</u> 6 <u>農林中央金庫</u> 7 <u>全国共済農業協同組合連合会</u> 8 <u>全国共済水産業協同組合連合会</u> 9 <u>労働金庫連合会</u> 10 <u>株式会社商工組合中央金庫</u> 11 <u>外国為替及び外国貿易法第 6 条第 1 項第 6 号の非居住者（個人を除く。）</u> 2 <u>主幹事会員（主幹事会員が 2 社以上ある場合は、そのうち代表する 1 社（以下この章において「代表主幹事会員」という。）は、前項第 1 号の顧客を定め、募集又は売出しに係る取締役会決議（指名委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含み、監査等委員会設置会社にあつては、取締役の決定を含む。）が行われた後、遅滞なく、当該顧客の名称を他の引受会員（引受規則第 2 条第 10 号に規定する他の引受会員をいい、主幹事会員が 2 社以上ある場合は代表主幹事会員以外の主幹事会員を含む。以下この章において同じ。）に通知するとともに、所定の様式により本協会に届け出なければならない。</u> (他の引受会員から主幹事会員への配分先情報の提供) 第 6 条 <u>他の引受会員は、引受けを行った株券等の配分（親引けによるものを除く。以下この章において同じ。）を顧客に対し行った場合、当該顧客のうち前条第 1 項の顧客の名称及び当該顧客に配分した株券等の数量の情報（以下「配分先情報」という。）を、遅滞なく、主幹事会員に提供しなければならない。</u> (新 設)

改 正 案	現 行
<u>の需要価格及び数量の情報</u> <u>3 引受けを行った株券等を配分（親引けによるものを除く。）した顧客の名称及び当該顧客に配分した株券等の数量の情報</u> 3 <u>引受会員は、需要・配分先情報の取得に当たっては、当該情報が発行者等（発行者（不動産投資信託証券の発行者である投資法人の資産運用会社及びインフラファンドの発行者である投資法人の資産運用会社を含む。以下同じ。）及び発行者が当該代表主幹事会員と協議のうえ指定する売出人をいう。以下同じ。）に提供される旨を顧客にあらかじめ周知するものとする。</u> 4 <u>引受会員は、第2項第1号に係る情報については顧客の名称の提供を拒む旨の申出ができることを顧客にあらかじめ周知するとともに、当該申出がある場合には、当該申出のあった顧客の名称を匿名により提供するものとする。</u> （代表主幹事会員から発行者等への需要・配分先情報の提供） 第6条 <u>代表主幹事会員は、当該代表主幹事会員が取得した顧客に係る需要・配分先情報及び前条の規定により提供を受けた需要・配分先情報を、遅滞なく、当該株券等の発行者等に提供しなければならない。</u>	(新 設) (新 設) （主幹事会員から発行者への配分先情報の提供） 第7条 <u>主幹事会員は、引受けを行った株券等の配分を顧客に対し行い、かつ、他の引受会員の全てから前条の規定による配分先情報の提供を受けた場合、当該顧客のうち第5条第1項の顧客の配分先情報及び他の引受会員から提供を受けた配分先情報を、遅滞なく、当該株券等の発行者（当該株券等が不動産投資信託証券（金融商品取引法（以下「金商法」という。）第2条第1項第11号に掲げる投資証券であって、投資者の資金を主として不動産等に対する投資として運用することを目的とするものをいう。以下同じ。）である場合にあっては、当該不動産投資信託証券の発行者である投資法人の資産運用会社（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第19項に定める資産運用会社をいう。以下同じ。）を含み、インフラファンド（金商法第2条第1項第11号に掲げる投資証券又は外国投資証券であって、投資者の資金を主としてインフラ資産等に対する投資として運用するこ</u>

改 正 案	現 行
<u>(需要・配分先情報に係る顧客)</u> 第 7 条 <u>需要・配分先情報に係る顧客は、次の各号に掲げる者（個人を除く。）とする。</u> 1 <u>次に掲げる者のうち需要・配分先情報に係る顧客とすることが適当である者</u> イ <u>銀行</u> ロ <u>投資助言・代理業又は投資運用業を行う金融商品取引業者</u> ハ <u>投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 12 項に規定する投資法人をいう。）</u> 2 <u>保険会社</u> 3 <u>企業年金連合会</u> 4 <u>信金中央金庫</u> 5 <u>全国信用協同組合連合会</u> 6 <u>農林中央金庫</u> 7 <u>全国共済農業協同組合連合会</u> 8 <u>全国共済水産業協同組合連合会</u> 9 <u>労働金庫連合会</u> 10 <u>株式会社商工組合中央金庫</u> 11 <u>外国為替及び外国貿易法第 6 条第 1 項第 6 号の非居住者</u> 2 <u>代表主幹事会員は、前項第 1 号の顧客を定め、募集又は売出しに係る取締役会決議（指名委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含み、監査等委員会設置会社にあつては、取締役の決定を含む。）が行われた後（新規公開においては、金融商品取引所の上場承認後）、遅滞なく、当該顧客の名称を共同主幹事会員及び他の引受会員に通知するとともに、所定の様式により本協会に届け出なければならない。</u> <u>(提供した需要・配分先情報に係る発行者等における管理)</u> 第 8 条 <u>代表主幹事会員は、第 6 条の規</u>	<u>とを目的とするものをいう。以下同じ。）である場合にあっては、当該インフラファンドの発行者である投資法人の資産運用会社をいう。以下同じ。）を含む。次条において同じ。）に提供しなければならない。</u> (新 設) <u>(提供した配分先情報に係る発行者における管理)</u> 第 8 条 <u>主幹事会員は、前条の規定によ</u>

改 正 案	現 行
定により提供する<u>需要・配分先情報</u>を発行者等が受領する場合、<u>当該需要・配分先情報</u>を漏えいすることのないよう当該発行者等において適切に管理されることの確約を、当該発行者等から書面により取り付けるものとする。	り提供する<u>配分先情報</u>を発行者が受領する場合、<u>当該配分先情報</u>を漏えいすることのないよう当該発行者において適切に管理されることの確約を、当該発行者から書面により取り付けるものとする。
第 5 章 配分等に関する基本方針及び社内規則	第 5 章 配分に関する基本方針及び社内規則
(社内規則の制定)	(社内規則の制定)
第 10 条 協会員は、募集等の引受け等を行った株券等の<u>配分等</u>に関する社内規則（以下「社内規則」という。）を作成し、これを遵守しなければならない。	第 10 条 協会員は、募集等の引受け等を行った株券等の<u>配分</u>に関する社内規則（以下「社内規則」という。）を作成し、これを遵守しなければならない。
2 社内規則には、次の各号に掲げる事項について、できるだけ詳細かつ具体的に規定するものとする。	2 (同 左)
1～11 (現行どおり)	1～11 (省 略)
12 需要・配分先情報の提供の方法	12 <u>配分先情報</u>の提供の方法
13・14 (現行どおり)	13・14 (省 略)
3 (現行どおり)	3 (省 略)
(社内管理体制の充実)	(社内管理体制の充実)
第 11 条 協会員は、募集等の引受け等を行った株券等の<u>配分等</u>が自社の社内規則に基づき適正に行われたか否かについて、内部管理統括責任者の責任において定期的に検査を行わなければならない。	第 11 条 協会員は、募集等の引受け等を行った株券等の<u>配分</u>が自社の社内規則に基づき適正に行われたか否かについて、内部管理統括責任者の責任において定期的に検査を行わなければならない。
第 6 章 雑則	第 6 章 雑則
(外国における募集又は売出しについての準用)	(外国における募集又は売出しについての準用)
第 14 条 会員は、我が国の発行者が外国において株券等の募集又は売出しを行う場合において、当該会員の海外関連会社（金融商品取引業等に関する内閣府令第177条第6項に定める関係会社である外国法人をいう。）による引受けを斡旋する場合には、当該海外関連会社に対し、親引けに関しては第2条第2項に定めるところに、並行第三者割当に関しては同条第3項に定めるところに、それぞれ準じるとともに、第4章に定めるところに準じて<u>需要・配分先情報</u>の発行者等に対す	第 14 条 会員は、我が国の発行者が外国において株券等の募集又は売出しを行う場合において、当該会員の海外関連会社（金融商品取引業等に関する内閣府令第177条第6項に定める関係会社である外国法人をいう。）による引受けを斡旋する場合には、当該海外関連会社に対し、親引けに関しては第2条第2項に定めるところに、並行第三者割当に関しては同条第3項に定めるところに、それぞれ準じるとともに、第4章に定めるところに準じて<u>配分先情報</u>の発行者に対する提供が

改 正 案	現 行
る提供が行われるよう、要請を行うものとする。 付 則 この改正は、本協会が別に定める日から施行し、同日以後、取締役会決議（指名委員会等設置会社にあつては執行役の決定を、監査等委員会設置会社にあつては取締役の決定を、それぞれ含む。）又は投資法人の役員会の決議が行われる株券等の募集及び売出しから適用する。	行われるよう、要請を行うものとする。

「配分先情報の提供に関するガイドライン」の一部改正について（案）

令和 4 年 12 月 20 日

（下線部分変更）

改 正 案	現 行
<u>需要・配分先情報の提供に関するガイドライン</u> このガイドラインは、「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」（以下「配分規則」という。）第 4 章に定める、引受会員による<u>需要・配分先情報</u>の提供に関する考え方を取りまとめたものである。 なお、ここで用いる用語の定義は、特に断りのない限り、配分規則で定めるところによるものとする。 1. <u>需要・配分先情報に係る顧客の範囲</u> 主幹事会員は、配分規則第 7 条第 1 項第 1 号イからハまでに掲げる者のうち、次に該当する者については、同条第 2 項の規定により同条第 1 項第 1 号に定める<u>需要・配分先情報</u>に係る顧客として定めるものとする。 (1) 配分規則第 7 条第 1 項第 1 号イに掲げる銀行 すべての銀行。ただし、次に掲げる有価証券以外の株券等の募集又は売出しにあつては、金融庁がそのホームページ中「免許・許可・登録等を受けている業者一覧」（https://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyo.html）において公表している「銀行免許一覧」の中で「都市銀行」又は「信託銀行」の業態としている銀行。 イ～ハ（ 現行どおり ） (2) 配分規則第 7 条第 1 項第 1 号ロに掲げる投資助言・代理業又は投資運用業を行う金融商品取引業者及び同号ハに掲げる投資法人 2. 本協会への<u>需要・配分先情報</u>に係る顧客の届出の様式 配分規則第 7 条第 2 項の規定により代表主幹事会員が定めた顧客を本協会に届	<u>配分先情報の提供に関するガイドライン</u> このガイドラインは、「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」（以下「配分規則」という。）第 4 章に定める、引受会員による<u>配分先情報</u>の提供に関する考え方を取りまとめたものである。 なお、ここで用いる用語の定義は、特に断りのない限り、配分規則で定めるところによるものとする。 1. <u>配分先情報に係る顧客の範囲</u> 主幹事会員は、配分規則第 5 条第 1 項第 1 号イからハまでに掲げる者のうち、次に該当する者については、同条第 2 項の規定により同条第 1 項第 1 号に定める<u>配分先情報</u>に係る顧客として定めるものとする。 (1) 配分規則第 5 条第 1 項第 1 号イに掲げる銀行 すべての銀行。ただし、次に掲げる有価証券以外の株券等の募集又は売出しにあつては、金融庁がそのホームページ中「免許・許可・登録等を受けている業者一覧」（http://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyo.html）において公表している「銀行免許一覧」の中で「都市銀行」又は「信託銀行」の業態としている銀行。 イ～ハ（ 省 略 ） (2) 配分規則第 5 条第 1 項第 1 号ロに掲げる投資助言・代理業又は投資運用業を行う金融商品取引業者及び同号ハに掲げる投資法人 2. 本協会への<u>配分先情報</u>に係る顧客の届出の様式 配分規則第 5 条第 2 項の規定により主幹事会員が定めた顧客を本協会に届

改 正 案	現 行
け出る場合の様式は、別紙 1 に定めるところによる。 3. 銀行に係る共同主幹事会員及び他の引受会員への通知及び本協会への届出の要領 1. (1)により配分規則第 7 条第 1 項の顧客として定めた銀行を、同条第 2 項の規定により<u>代表主幹事会員が共同主幹事会員及び他の引受会員に通知する場合並びに本協会に届け出る場合</u>、当該銀行を 1. (1)の「銀行免許一覧」の業態ごとに包括し、当該業態の名称を記すことで足りる。 この場合、当該業態の名称が、いつ現在の「銀行免許一覧」に掲載されているものかを明記するものとする。 なお、この場合、<u>代表主幹事会員</u>が明記した日付現在の「銀行免許一覧」に掲載されている当該業態に該当する銀行につき、配分規則第 5 条の規定により<u>共同主幹事会員及び他の引受会員が代表主幹事会員に需要・配分先情報を提供するとき並びに同規則第 6 条の規定により代表主幹事会員が需要・配分先情報を発行者等に提供するときの当該需要・配分先情報は、当該銀行の需要・配分先情報であることに留意するものとする。</u> 4. 発行者等に提供した配分先情報及び代表主幹事会員における配分数量上位 30 名に該当する顧客の配分先情報の報告（本協会が求めた場合） <u>代表主幹事会員は、配分規則第 7 条第 2 項の規定による本協会への届出のほか、同規則第 15 条の規定に基づき、その前おおむね 3 か月の間に行われた募集又は売出しのうち本協会が求めるものにおいて、配分規則第 6 条の規定により当該代表主幹事会員が発行者等に提供した配分先情報（配分規則第 5 条第 2 項第 3 号に規定する情報をいう。以下同じ。）及び当該代表主幹事会員が配分を行った株券等の数量の多い順に 30 名までに該当する顧客（個人を除く。）の配分先情報を、それぞれ、本協会に報告するものとする。</u>	け出る場合の様式は、別紙 1 に定めるところによる。 3. 銀行に係る他の引受会員への通知及び本協会への届出の要領 1. (1)により配分規則第 5 条第 1 項の顧客として定めた銀行を、同条第 2 項の規定により<u>主幹事会員が他の引受会員に通知する場合及び本協会に届け出る場合</u>、当該銀行を 1. (1)の「銀行免許一覧」の業態ごとに包括し、当該業態の名称を記すことで足りる。 この場合、当該業態の名称が、いつ現在の「銀行免許一覧」に掲載されているものかを明記するものとする。 なお、この場合、<u>主幹事会員</u>が明記した日付現在の「銀行免許一覧」に掲載されている当該業態に該当する銀行につき、配分規則第 6 条の規定により他の引受会員が<u>主幹事会員に配分先情報を提供するとき及び同規則第 7 条の規定により主幹事会員が配分先情報を発行者に提供するときの当該配分先情報は、当該銀行の名称及び当該銀行に配分した株券等の数量の情報であることに留意するものとする。</u> 4. 発行者に提供した配分先情報及び主幹事会員における配分数量上位 30 名に該当する顧客の配分先情報の報告（本協会が求めた場合） <u>主幹事会員は、配分規則第 5 条第 2 項の規定による本協会への届出のほか、同規則第 15 条の規定に基づき、その前おおむね 3 か月の間に行われた募集又は売出しのうち本協会が求めるものにおいて、配分規則第 7 条の規定により当該主幹事会員が発行者に提供した配分先情報及び当該主幹事会員が配分を行った株券等の数量の多い順に 30 名までに該当する顧客（個人を除く。）の配分先情報を、それぞれ、本協会に報告するものとする。この場合の報告の様式は、別紙 1 に定めるところに準じ、本協会が求めるところによ</u>

</

改 正 案	現 行
が不足する場合は、下方に欄を追加して記入して下さい。 5. <u>需要・配分先情報</u>に係る顧客を適宜の様式に記載して、この様式に添付していただくことでも結構です。 別紙2 <u>需要・配分先情報の管理に関する確約書</u> 当社は、貴社より提供される〔案件を特定する記載〔例：当社普通株式の日本国内における公募増資〕〕に係る<u>需要・配分先情報</u>（日本証券業協会が定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」（以下「規則」といいます。）第5条第2項に規定する<u>需要・配分先情報</u>をいいます。以下同じ。）を受領するにあたり、<u>当該需要・配分先情報</u>が当社発行の有価証券に投資する投資家に係る未公表の機密情報であることを認識し、以下に掲げる事項を確約いたします。 なお、当社は、本件における貴社以外の引受証券会社がこの確約書の内容を確認できるようにするため、貴社がこの確約書又はその写しを利用することに同意します。 1. <u>当該需要・配分先情報</u>について、厳に機密を保持し、<u>当該需要・配分先情報</u>を了知する必要がある最小限の範囲の当社の役員および従業員（以下「対象者」という。）以外の者の開示または漏えいしないこと 2. <u>当該需要・配分先情報</u>について、対象者以外の者の開示または漏えいすることがないよう、当社において適切に管理すること 3. <u>当該需要・配分先情報</u>について、これを了知する以外の目的に利用しないこと 付 則 この改正は、本協会が別に定める日から	する場合は、下方に欄を追加して記入して下さい。 5. <u>配分先情報</u>に係る顧客を適宜の様式に記載して、この様式に添付していただくことでも結構です。 別紙2 <u>配分先情報の管理に関する確約書</u> 当社は、貴社より提供される〔案件を特定する記載〔例：当社普通株式の日本国内における公募増資〕〕に係る<u>配分先情報</u>（日本証券業協会が定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」（以下「規則」といいます。）第6条に規定する<u>配分先情報</u>をいいます。以下同じ。）を受領するにあたり、<u>当該配分先情報</u>が当社発行の有価証券に投資する投資家に係る未公表の機密情報であることを認識し、以下に掲げる事項を確約いたします。 なお、当社は、本件における貴社以外の引受証券会社がこの確約書の内容を確認できるようにするため、貴社がこの確約書又はその写しを利用することに同意します。 1. <u>当該配分先情報</u>について、厳に機密を保持し、<u>当該配分先情報</u>を了知する必要がある最小限の範囲の当社の役員および従業員（以下「対象者」という。）以外の者の開示または漏えいしないこと 2. <u>当該配分先情報</u>について、対象者以外の者の開示または漏えいすることがないよう、当社において適切に管理すること 3. <u>当該配分先情報</u>について、これを了知する以外の目的に利用しないこと

改 正 案	現 行
施行し、同日以後、取締役会決議（指名委員会等設置会社にあつては執行役の決定を、監査等委員会設置会社にあつては取締役の決定を、それぞれ含む。）又は投資法人の役員会の決議が行われる株券等の募集及び売出しから適用する。	

「親引けガイドライン」の一部改正について（案）

令和 4 年 12 月 20 日

（下線部分変更）

改 正 案	現 行
引受会員が「<u>株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則</u>」（以下「配分規則」という。）第2条第2項に定めるところにより親引けを行うに当たっては、次に掲げる点に留意するものとする。 なお、ここで用いる用語の定義は、特に断りのない限り、配分規則で定めるところによるものとする。 1. ～3. （ 現行どおり ） 付 則 この改正は、本協会が別に定める日から施行する。	引受会員が「<u>株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則</u>」（以下「配分規則」という。）第2条第2項に定めるところにより親引けを行うに当たっては、次に掲げる点に留意するものとする。 なお、ここで用いる用語の定義は、特に断りのない限り、配分規則で定めるところによるものとする。 1. ～3. （ 省 略 ）

「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の一部改正について（案）

令和 4 年 12 月 20 日

（下線部分変更）

改 正 案	現 行
第 5 章 雑 則 （この規則の適用除外） 第 19 条 （ 現行どおり ） 2 「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」第 2 条第 3 項に規定する並行第三者割当に該当する第三者割当増資等に係る株券等（M S C B 等を除く。）については、この規則を適用しない。 付 則 この改正は、本協会が別に定める日から施行する。	第 5 章 雑 則 （この規則の適用除外） 第 19 条 （ 省 略 ） 2 「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」第 2 条第 3 項に規定する並行第三者割当に該当する第三者割当増資等に係る株券等（M S C B 等を除く。）については、この規則を適用しない。

「協会の従業員に関する規則」の一部改正について（案）

令和 4 年 12 月 20 日

（ 下 線 部 分 変 更 ）

改 正 案	現 行
第 3 章 服務基準 （禁止行為） 第 7 条 協会員は、その従業員が金商法及び関係法令において金融商品取引業者の使用人の禁止行為として規定されている行為（登録金融機関の使用人に準用されているものを含む。）のほか、次の各号に掲げる行為を行うことのないようにしなければならない。 1～15 （ 現行どおり ） 16 「<u>株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則</u>」第 2 条第 2 項に規定する親引け（同項ただし書に該当する場合を除く。）を行うこと。 17～27 （ 現行どおり ） 付 則 この改正は、本協会が別に定める日から施行する。	第 3 章 服務基準 （禁止行為） 第 7 条 （ 同 左 ） 1～15 （ 省 略 ） 16 「<u>株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則</u>」第 2 条第 2 項に規定する親引け（同項ただし書に該当する場合を除く。）を行うこと。 17～27 （ 省 略 ）



JSDA

日本証券業協会

Japan Securities Dealers Association

「有価証券の引受け等に関する規則」等の 一部改正(案)に関するパブリックコメントの 募集について

＜公開価格の設定プロセスの見直し関係＞

2022年12月20日

日本証券業協会

1. 検討の経緯等

- 本協会では、公開価格の設定プロセスのあり方等について、幅広い関係者を交え改善策等を検討するため、2021年9月、「公開価格の設定プロセスのあり方等に関するワーキング・グループ（公開価格WG）」を設置。2022年2月、報告書を取りまとめ公表
- 2022年3月から、本協会の「引受けに関するワーキング・グループ（引受WG）」において、報告書で示された改善策の実現に向けて規則改正等について検討
- 「価格設定の中立性確保」、「発行会社への公開価格等の納得感のある説明」など一部の改善策については、2022年6月、先行して規則改正等を実施
(※) 「有価証券の引受け等に関する規則」等の一部改正について(2022年6月10日)
https://www.jsda.or.jp/about/public/kekka/files/20220610_PCsankou_hikiuke.pdf
- 引受WGでは、引き続き、「仮条件の範囲外での公開価格の設定」、「売出株式数の柔軟な変更」、「実名による需要情報等の提供」等の改善策の実現に向けて検討
- 金融庁においても、公開価格が仮条件の範囲外の「一定の範囲」で設定される場合の訂正届出書の効力発生日の取扱いについて、開示ガイドラインで明確化を検討(2022年度中にパブコメ実施予定)
- 引受WGの検討を踏まえ、今般、規則改正等に係るパブリック・コメントの募集を実施すること
としたい

(参考)公開価格WG報告書の各改善策の対応スケジュール(案)

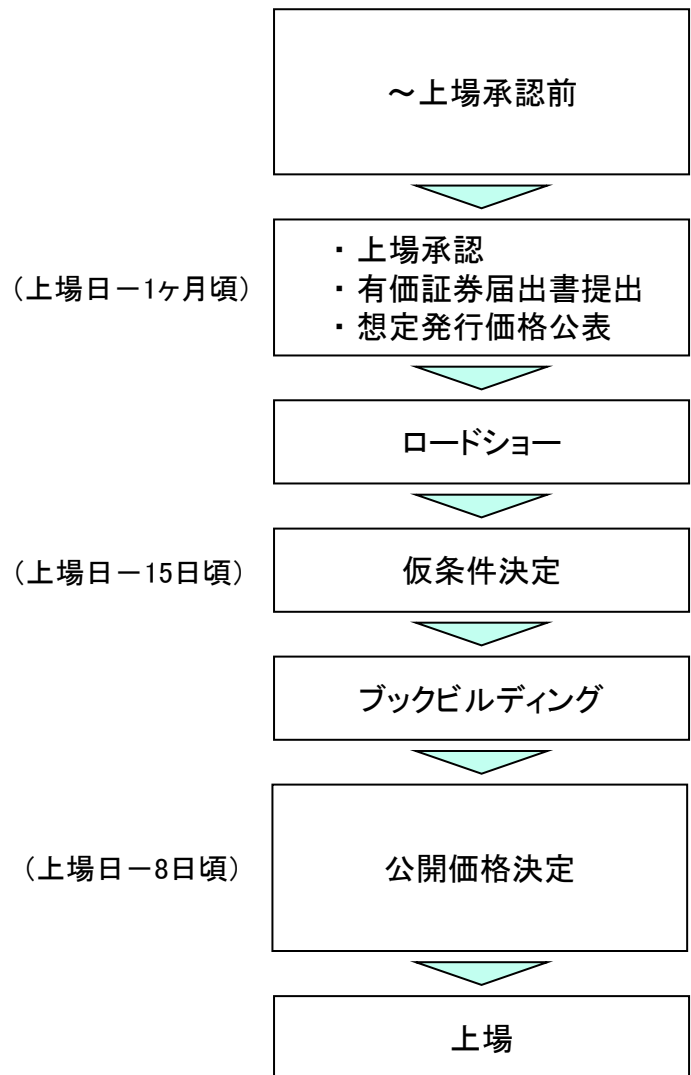
12月の規則改正パブコメの対象

改善策		成果物	6月	7月	11月	12月	2023年 1月	2023年 2月
①	仮条件の範囲外での公開価格設定	引受規則				パブコメ	⇒	改正
		規則/GL						(※)
		会員通知						(※)
②	上場日程の期間短縮・柔軟化	会員通知						発出
③	有価証券届出書への想定発行価格や手取金概算額の記載方法の見直し	会員通知						発出
④	売出株式数の柔軟な変更	引受規則				パブコメ	⇒	改正
		規則/GL						(※)
		会員通知						(※)
⑤	国内、海外並行募集時のオーバーアロットメントの上限数量の明確化	引受規則	改正					
⑥	価格設定の中立性確保	引受規則	改正					
⑦	主幹事証券会社別の初期収益率等の公表	HP公表		開始				
⑧	プレ・ヒアリングの改善・明確化	プレ・ヒアリング規則				パブコメ	⇒	改正
	プレ・ヒアリングの留意点の周知及び実施の推奨	会員通知						発出
⑨	機関投資家への割当及び開示	親引GL	改正					
		会員通知 (開示例の紹介)						発出
⑩	実名による需要情報等の提供	配分規則				パブコメ	⇒	改正
⑪	発行会社への公開価格等の納得感のある説明	引受規則	改正					
⑫	主幹事証券会社の追加・変更等	会員通知	発出					

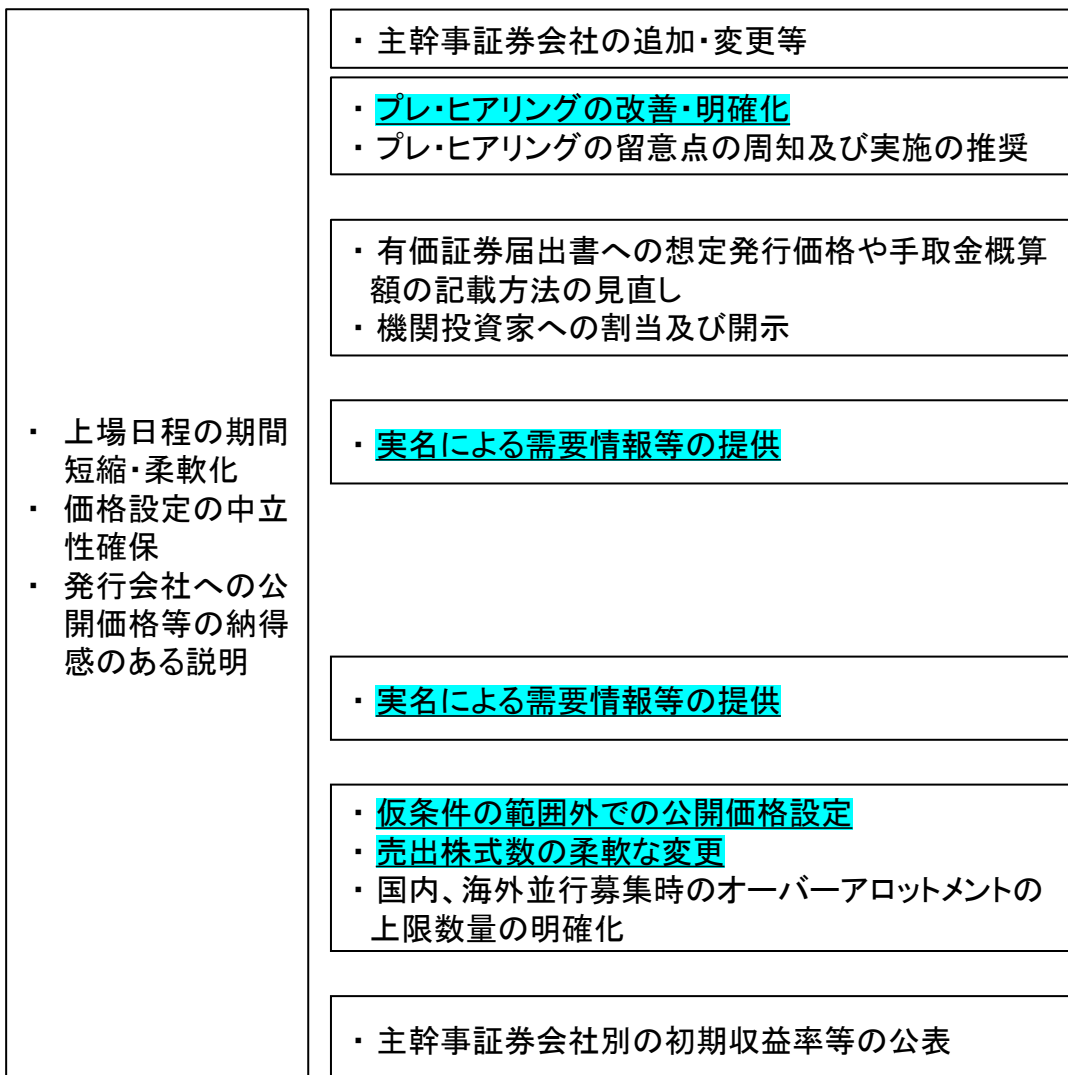
※ブックビルディングをやり直さずに決定できる公開価格、株式数の範囲（「一定の範囲」）については、開示GLの検討状況を踏まえ別途対応

(参考) 現行のIPOプロセス及び改善策のイメージ

現行のIPOプロセス(概要)



プロセスに関連する公開価格WG報告書 改善策(イメージ)



(※) 水色マーカーは12月の規則改正パブコメの対象

2. 改善策(規則改正事項)の概要

【公開価格WG報告書における改善策①、④】

項目	現状・改善策(規則改正事項)
①仮条件の範囲外での公開価格設定	【現状】 - 仮条件の範囲内で公開価格を設定することを求める法令諸規則等はないが、これまで仮条件の範囲外で公開価格を設定した事例は確認されていない 【改善策(規則改正事項)】 「本協会が別に定める一定の範囲」(※)内であれば、ブックビルディングのやり直しをせずに仮条件の範囲外で公開価格を設定できること等について引受規則で明確化
④売出株式数の柔軟な変更	【現状】 - 売出株式数の変更により、上場日に影響を与える可能性がある 【改善策(規則改正事項)】 - 株式数の変更数量が「本協会が別に定める一定の範囲」内であれば、ブックビルディングのやり直しをせずに公開価格の設定と同時に株式数を変更することが可能であることを引受規則で明確化

(※) 「本協会が別に定める一定の範囲」の具体的な水準については、金融庁における公開価格決定時の訂正届出書の効力発生日の取扱いの開示ガイドラインによる明確化(2022年度中にパブコメ実施予定)の検討状況を踏まえ、別途対応する。

2. 改善策(規則改正事項)の概要

【公開価格WG報告書における改善策⑧、⑩】

項目	現状・改善策(規則改正事項)
⑧プレ・ヒアリングの改善・明確化	【現状】 ・ プレ・ヒアリングについて、証券会社が行える行為が必ずしも明確ではなく、届出前勧誘規制に抵触するおそれがあることなどから、積極的に活用されていない 【改善策(規則改正事項)】 ・ 新規公開において行われる国内募集に係るプレ・ヒアリングは禁止されていない旨を明確化するとともに、現行禁止されている子会社上場等に係るプレ・ヒアリングも可能とするようプレヒア規則を改正
⑩実名による需要情報等の提供	【現状】 ・ 配分規則により、機関投資家への配分結果については、発行会社に対して提供することが規定されているが、需要情報の提供については規定されていない 【改善策(規則改正事項)】 ・ 主幹事証券会社は、原則として、ロードショーにおけるフィードバックやブックビルディングにおける需要情報について、実名により発行会社に対して提供するよう配分規則を改正

3. 仮条件の範囲外での公開価格設定、売出株式数の柔軟な変更 (引受規則・細則改正)【改善策①、④】

以下の内容を引受細則において規則化する

1. 仮条件の上限価格を上回る又は下限価格を下回る公開価格(仮条件を超える公開価格)を決定するにあたって、「本協会が別に定める一定の範囲内」である場合は、改めてブックビルディングを行うことを要しない(第15条第1項)
2. 公開価格の決定と同時に株式数を変更するにあたって、「本協会が別に定める一定の範囲内」である場合は、改めてブックビルディングを行うことを要しない(第15条第1項)
3. 引受会員は、以下の内容が有価証券届出書及び目論見書に記載されていることを確認する(第15条第2項)
 - ① 「本協会が別に定める一定の範囲」において、改めてブックビルディングを行うことなく、仮条件を超える公開価格の決定及び株式数の変更が行われる可能性がある旨
 - ② その変更される可能性がある公開価格及び株式数の範囲
4. 引受会員は、以下の内容を、公開価格が決定される前に投資者に対して説明する(第15条第3項)
 - ①-1 上記3.の届出書等に記載の範囲内において、改めてブックビルディングを行わずに、仮条件を超える公開価格が決定される可能性がある旨
 - ①-2 決定される可能性がある公開価格の範囲及び決定された公開価格を投資者が確認する方法
 - ②-1 上記3.の届出書等に記載の範囲内において、改めてブックビルディングを行わずに、公開価格の決定と同時に株式数の変更が生じる可能性がある旨
 - ②-2 変更される可能性がある株式数の範囲及び決定された株式数を投資者が確認する方法

3. 仮条件の範囲外での公開価格設定、売出株式数の柔軟な変更 (引受規則・細則改正) 【改善策①、④】

○「有価証券の引受け等に関する規則」に関する細則＜主な改正箇所＞

改正案	現行
(新規公開時のブックビルディングによる公開価格の決定) 第 15 条 規則第25条第3項に規定するブックビルディングによる公開価格の決定について必要な事項は、次のとおりとする。 1 仮条件を超える公開価格の決定 仮条件の上限価格を上回る又は下限価格を下回る公開価格(以下「仮条件を超える公開価格」という。)を決定するにあたって、本協会が別に定める一定の範囲内である場合は、改めてブックビルディングを行うことを要しないものとする。 2 株式数の変更 公開価格の決定と同時に株式数を変更するにあたって、本協会が別に定める一定の範囲内である場合は、改めてブックビルディングを行うことを要しないものとする。 2 引受会員は、前項各号に掲げる本協会が別に定める一定の範囲において、改めてブックビルディングを行うことなく、仮条件を超える公開価格の決定又は株式数の変更を行う場合は、かかる仮条件を超える公開価格の決定及び株式数の変更が行われる可能性がある旨並びにその変更される可能性がある公開価格及び株式数の範囲が有価証券届出書及び目論見書(海外募集・売出しに係る臨時報告書が作成される場合には当該臨時報告書を含む。次項において同じ。)に記載されていることを確認するものとする。 3 引受会員は、第1項各号に規定する仮条件を超える公開価格の決定又は株式数の変更が行われる可能性がある場合には、投資者に対し、公開価格が決定される前に次に掲げる事項を説明するものとする。 1 有価証券届出書及び目論見書に記載する範囲内において、改めてブックビルディングを行わずに、仮条件を超える公開価格が決定される可能性がある旨、その決定される可能性がある公開価格の範囲及び決定された公開価格を投資者が確認する方法 2 有価証券届出書及び目論見書に記載する範囲内において、改めてブックビルディングを行わずに、公開価格の決定と同時に株式数の変更が生じる可能性がある旨、その変更される可能性がある株式数の範囲及び決定されたこれらの数量を投資者が確認する方法	(新 設)

4. プレ・ヒアリングの改善・明確化(プレヒア規則改正)【改善策⑧】

○プレ・ヒアリングの改善・明確化

- ✓ 国内募集に係るプレ・ヒアリングの禁止について、新規公開において行われる募集は当該禁止の対象から除かれる旨を規則で明確するとともに、現行禁止されている子会社上場等に係るプレ・ヒアリングも可能とするよう規則化

○「協会員におけるプレ・ヒアリングの適正な取扱いに関する規則」＜主な改正箇所＞

改正案	現行	備考
(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 2 プレ・ヒアリング 法人関係情報を提供したうえで行う、当該募集に係る有価証券に対する投資者の需要の見込みに関する調査(第三者が当該協会員から委託若しくは法人関係情報の提供を受けて行う当該調査を含む。)をいう	(現行どおり)	規則上、プレ・ヒアリングは「法人関係情報を提供したうえで行う」需要見込み調査と定義
(新規公開以外の国内募集に係るプレ・ヒアリングの禁止) 第9条 協会員は、原則として、金商法第2条第8項第6号に定める引受けを伴う国内における募集(金商法第2条第3項に定める募集及び会社法第199条に定める会社が処分する自己株式を引き受ける者の募集をいい、「有価証券の引受け等に関する規則」第2条第15号に規定する新規公開において行われる募集を除く。)に係るプレ・ヒアリングは行わないものとする。	(国内募集に係るプレ・ヒアリングの禁止) 第9条 協会員は、原則として、金商法第2条第8項第6号に定める引受けを伴う国内における募集(金商法第2条第3項に定める募集及び会社法第199条に定める会社が処分する自己株式を引き受ける者の募集をいう。)に係るプレ・ヒアリングは行わないものとする。	- IPOにおけるプレ・ヒアリングが可能であることを明確化 - 現行規則においては、法人関係情報の提供を必然的に伴う子会社上場等に係るプレ・ヒアリングが禁止されているが、これを可能とする

5. 実名による需要情報等の提供(配分規則改正) 【改善策⑩】

○実名による需要情報等の提供について、以下の内容を配分規則において規則化する。

1. ロードショーについて、以下の情報を発行者等※¹に提供する(第5条第2項第1号、第6条)
 - ロードショーを行った顧客※²の名称
 - 当該顧客の意見のうち株券等の想定する株価
 - 募集又は売出しへの参加意向
 - その他引受会員が仮条件の決定に関し参考となると認める情報
2. ブックビルディングについて、以下の情報を発行者等※¹に提供する(第5条第2項第2号、第6条)
 - ブックビルディングを行った顧客※²の名称
 - 当該顧客が申告した株券等の需要価格及び数量
3. 上記情報の取得に当たり、当該情報が発行者等に提供されることを顧客にあらかじめ周知する(第5条第3項)
4. ロードショーに係る情報について、顧客が名称の提供を拒むことができることを周知するとともに、その申出がある場合には顧客の名称を匿名とする(第5条第4項)

※¹ 発行者及び発行者が代表主幹事会員と協議のうえ指定する売出人

※² 主要な機関投資家

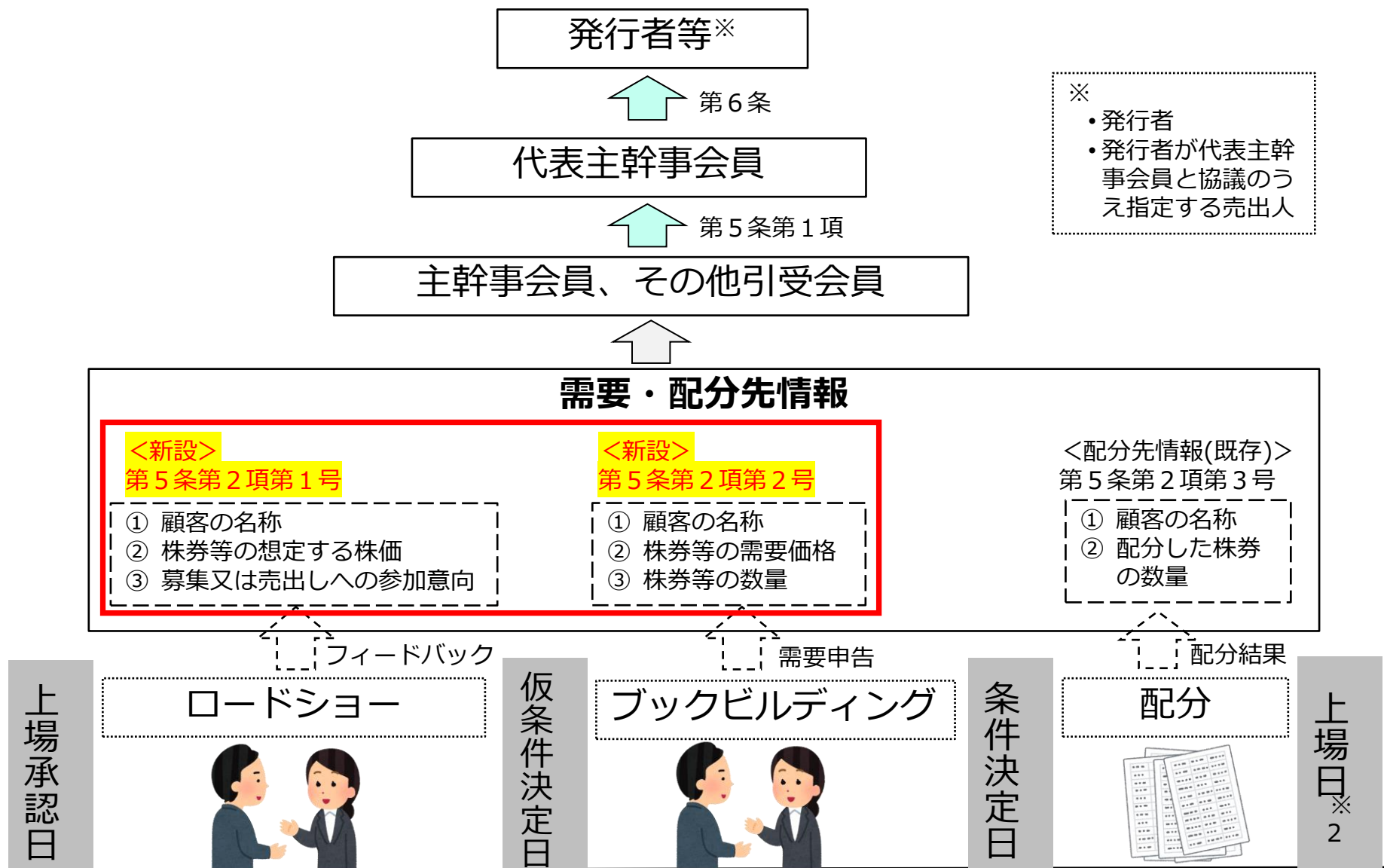
○「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」＜主な改正箇所＞

改正案	現行
(代表主幹事会員への需要・配分先情報の提供) 第 5 条 共同主幹事会員及び他の引受会員は、顧客(第7条第1項各号に掲げる顧客をいう。以下この条及び次条において同じ。)に係る需要・配分先情報(次項に定める需要・配分先情報をいう。以下同じ。)を、遅滞なく、代表主幹事会員に提供しなければならない。	(他の引受会員から主幹事会員への配分先情報の提供) 第 6 条 他の引受会員は、引受けを行った株券等の配分(親引けによるものを除く。以下この章において同じ。)を顧客に対し行った場合、当該顧客のうち前条第1項の顧客の名称及び当該顧客に配分した株券等の数量の情報(以下「配分先情報」という。)を、遅滞なく、主幹事会員に提供しなければならない。
2 需要・配分先情報は、次の各号に掲げる情報とする。 1 <u>ロードショーを行った顧客の名称、当該顧客の意見のうち株券等の想定する株価、募集又は売出しへの参加意向の情報及びその他引受会員が仮条件の決定に関し参考となると認める情報</u> 2 <u>ブックビルディングを行った顧客の名称並びに当該顧客が申告した株券等の需要価格及び数量の情報</u>	(新 設)

5. 実名による需要情報等の提供(配分規則改正) 【改善策⑩】

改正案	現行 (新設)
3 <u>引受けを行った株券等を配分(親引けによるものを除く。)した顧客の名称及び当該顧客に配分した株券等の数量の情報</u> 3 <u>引受会員は、需要・配分先情報の取得に当たっては、当該情報が発行者等(発行者(不動産投資信託証券の発行者である投資法人の資産運用会社及びインフラファンドの発行者である投資法人の資産運用会社を含む。以下同じ。))及び発行者が当該代表主幹事会員と協議のうえ指定する売出人をいう。以下同じ。)に提供される旨を顧客にあらかじめ周知するものとする。</u> 4 <u>引受会員は、第2項第1号に係る情報については顧客の名称の提供を拒む旨の申出ができることを顧客にあらかじめ周知するとともに、当該申出がある場合には、当該申出のあった顧客の名称を匿名により提供するものとする。</u>	
(代表主幹事会員から発行者等への需要・配分先情報の提供) 第6条 代表主幹事会員は、<u>当該代表主幹事会員が取得した顧客に係る需要・配分先情報及び前条の規定により提供を受けた需要・配分先情報を、遅滞なく、当該株券等の発行者等に提供しなければならない。</u>	(主幹事会員から発行者への配分先情報の提供) 第7条 主幹事会員は、<u>引受けを行った株券等の配分を顧客に対し行い、かつ、他の引受会員の全てから前条の規定による配分先情報の提供を受けた場合、当該顧客のうち第5条第1項の顧客の配分先情報及び他の引受会員から提供を受けた配分先情報を、遅滞なく、当該株券等の発行者(当該株券等が不動産投資信託証券(金融商品取引法(以下「金商法」という。)第2条第1項第11号に掲げる投資証券であって、投資者の資金を主として不動産等に対する投資として運用することを目的とするものをいう。以下同じ。)である場合にあつては、当該不動産投資信託証券の発行者である投資法人の資産運用会社(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第19項に定める資産運用会社をいう。以下同じ。)を含み、インフラファンド(金商法第2条第1項第11号に掲げる投資証券又は外国投資証券であって、投資者の資金を主としてインフラ資産等に対する投資として運用することを目的とするものをいう。以下同じ。)である場合にあつては、当該インフラファンドの発行者である投資法人の資産運用会社をいう。以下同じ。)を含む。次条において同じ。)に提供しなければならない。</u>

(参考) 需要・配分先情報の発行者等への提供(イメージ)(改善策⑩)



※2 POの場合は効力発生日

1. 有価証券の引受け等に関する規則

- ブックビルディングによる公開価格の設定に必要な事項を細則に定める旨を新設する。(第25条第3項)
- 下記3.①に伴う形式的な改正を行う。

2. 「有価証券の引受け等に関する規則」に関する細則

- 主幹事会員は、金融商品取引所の上場承認前に有価証券届出書を提出する場合には、上場承認予定日の15営業日前までに他の引受会員に対して引受審査に係る個別資料を送付することとする。(第8条)(上場日程の短縮・柔軟化への対応)

3. 株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則

- ① 規則名を「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」とする。
- ② 需要・配分先情報の発行者等への提供に係る規定の導入を踏まえ、「目的」規定を改正する。(第1条)
- ③ 「定義」規定を新設する。(第1条の2)

4. 配分先情報の提供に関するガイドライン

- ① ガイドライン名を「需要・配分先情報の提供に関するガイドライン」とする。
- ② 上記3.に伴う形式的な改正を行う。

5. 親引けガイドライン、第三者割当増資等の取扱いに関する規則、協会員の従業員に関する規則

- 上記3.①に伴う形式的な改正を行う。

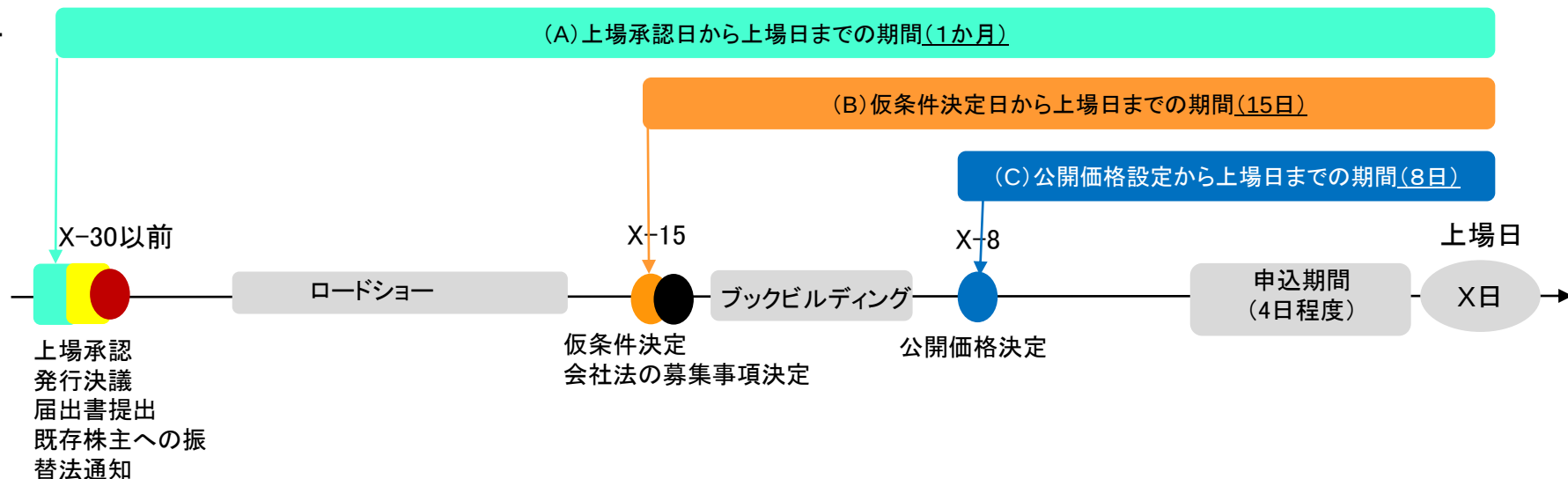
7. 今後のスケジュール

日程	内容
2022年12月14日(水)	エクイティ分科会 規則改正に係るパブリックコメント募集の審議
12月20日(火)	自主規制会議 規則改正に係るパブリックコメント募集の審議
12月20日(火)～ 2023年1月18日(水)	パブリックコメントの募集
2月上旬	エクイティ分科会 規則改正の審議(注)
2月14日(火)	自主規制会議 規則改正の審議(注)
【未定】	改正規則の施行 ・ 施行日は「別に定める日」とし、具体的な施行日については、「本協会が別に定める一定の範囲」に係る検討状況、市場関係者の準備状況、発行者・投資家への周知期間なども踏まえ、今後検討する (※)改善策や改正内容に応じて施行日を設定する、又は、今回の規則改正の施行日は全て同じとするなどを含め検討

(注) パブリックコメントにおいて、内容に変更を要する意見がなかった場合などは、エクイティ分科会及び自主規制会議に付議は行わず、委員長・議長の一任により規則改正を行う。

(参考) 上場までの期間短縮化

現行



改善案

